知って得するマンション常識

はじめに

分譲マンション(以下「マンション」といいます)は、昭和 40 年代にはいると急速に増加し、都市の代表的な居住形態として定着しています。

一つの建物を多くの方々で区分所有するマンションは、建物を管理するための管理組合を区分所有者全員で結成することが必要ですが、多数の組合員の合意形成や権利関係の 複雑さなどマンション特有の課題があります。

国においては、マンションの居住者の良好な居住環境の確保を目的に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が施行(平成 13 年8月1日)されたほか、老朽マンションの建替えの円滑化を図るため「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の改正等、法整備がなされ、さらにこれらの法制度の充実とマンションを取り巻く環境の変化に対応するため「マンション標準管理規約」が公表されています。 本手引きをそれぞれのマンションの特性を考慮しながら、毎月2回程度お届けいたしますので、管理規約の改訂等の参考としていただければ幸いです。なお、もう少し詳細に知りたい方は。管理会社を通して長管連へご連絡ください。 最後に本情報作成に当たりまして、詳細な情報や資料を提供しでいただきました関係各位に対し、心から厚くお礼申し上げます。